

【参考】

◆ 中国への化粧品輸出の現状

「化粧品衛生監督条例」等の法律規定によると、初めて輸入される化粧品については、化粧品の説明書、品質基準、検査方法等の資料、サンプルおよび輸出国の生産許認可証明文書を提出しなければならない。これらの資料および文書は、中国食品薬品監督管理部門(以下「SFDA」と略称)の承認を得て、輸入許認可文書の発行を受けてはじめて、同化粧品の輸入契約締結と輸入が可能になる。

「化粧品行政許可申告受理規定」によると、前述手続きの申請者は化粧品の生産企業でありかつ、中国国内に登録された法人格を有する企業に申告を依頼しなければならない。

(出所:「JETRO: 中国における化粧品の輸入制度」初めて輸入される化粧品の事前審査手続き 1.2.1.)

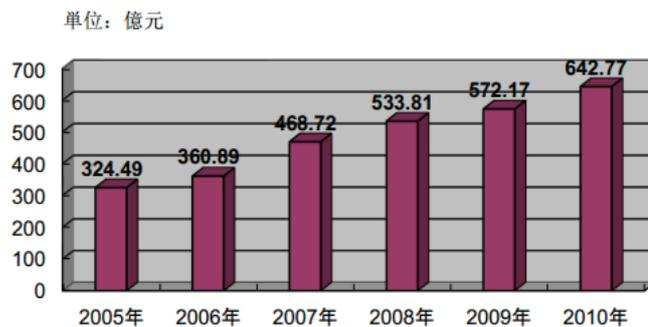
化粧品は法定の商品検査商品であるため、中国へ輸入後、化粧品輸入企業より検査検疫部門に対し商品検査を申告する必要がある。

(出所:「JETRO: 中国における化粧品の輸入制度」化粧品輸入にかかわる商品検査、通関手続き 1.2.2.)

◆ 中国の化粧品市場状況

中国国家统计局のデータによると、中国における化粧品製造企業は約 500 社あり、2010 年の営業収入は約 643 億元に上る。2005 年以来、売上高は年平均 15%の高い成長を続けている。(図 参照)(出所:「JETRO: 中国における化粧品の輸入制度」市場状況 6.2.1.)

(図)中国の化粧品業界の売上推移(2005~2010 年)



(出所:中国国家统计局)

出典:「H23 年度 海外輸入制度調査: 中国における化粧品の輸入制度」(2011 年 12 月 独立行政法人 日本貿易振興機構 上海事務所)

URL: [http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000822/cosmetics\\_china.pdf](http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000822/cosmetics_china.pdf)